

兼業のご依頼について

東京海洋大学では、教職員が兼業（本学以外の業務）を行う場合は、学内規則で定める許可基準に基づき、事前に許可を受けなければならないこととなっております。

本学の教職員に対し兼業を依頼される際は、あらかじめ対象教員の内諾を得たのち、担当部署まで、任期始期の概ね1ヶ月前までに（30日以上の余裕をもって）、ご依頼くださるようお願いいたします。

なお、特段の事情がおありの場合は、担当部署までご相談願います。

人事課服務研修係

住所：108-8477 東京都港区港南 4-5-7

電話：03-5463-0357

e-mail：j-huku (at) o.kaiyodai.ac.jp ※(at)は@に換えてください。

また、委嘱依頼を行うにあたっては、以下の「本学の兼業の許可基準」をご確認ください。

- [役員、教員に対して兼業を委嘱する場合の手続について](#)
- [営利企業の方へ](#)

本学の兼業の許可基準

本学教職員に依頼される兼業が次のいずれかに該当する場合は、本学の規則により許可することが出来ません。

- ・兼業のため勤務時間をさくことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められる場合
- ・兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められる場合
- ・兼業しようとする企業、団体等の間に、免許、認可、許可、検査、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等について職務上の関係がある場合。ただし、本学が事業上の目的から出資その他の方法により助成する団体等について、監督又は助成する必要がある場合を除く。
- ・兼業する事業の経営上の責任者となる場合
- ・兼業することが、本学の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがあると認められる場合
- ・企業の役員、顧問及び評議員の職を兼ねる場合
- ・自ら企業を営む場合
- ・企業の事業に関与する場合
- ・医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長（医療、

療養機関の長を含む。)を兼ねる場合

- ・国立大学法人，独立行政法人国立高等専門学校機構，学校法人及び放送大学学園の役員（理事長，理事，監事）及び専修学校，各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長，理事，監事）を兼ねる場合
- ・独立行政法人，大学共同利用機関法人，公益法人及び法人格を有しない団体（以下「法人等」という。）の役員等（会長，理事長，理事，監事，顧問及評議員等）を兼ねる場合
- ・大学等の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類する教室，塾，講座等の講師を行う場合
- ・国立大学法人，独立行政法人国立高等専門学校機構，公立，私立又は地方独立行政法人の学校，専修学校，各種学校，幼稚園又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合
- ・国立，公立，私立又は独立行政法人の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- ・国立大学法人，学校法人，放送大学学園及び社会教育関係団体の理事長及びその他の役員の職を兼ねる場合
- ・国会，裁判所，防衛庁，公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合

ただし、以下に該当し公益性が高いと認められる団体の役員を兼ねる場合は許可することができます。

- (1) 国際交流を図ることを目的とする法人等の役員
- (2) 学会等学術研究上有益であると認められ，当該職員の研究分野と密接な関係がある法人等の役員
- (3) 学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等の役員、育英奨学に関する法人等の役員
- (4) 育英奨学に関する法人等の役員
- (5) 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等の役員
- (6) その他，教育，学術，文化，スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で，著しく公益性が高いと認められる役員

○ [東京海洋大学職員兼業規則](#)